

就学支援費補助制度における家計急変のチェックフロー

中学校

青森県私立中学校経済的支援実証事業費補助の対象となっていますか？

はい

既に他の制度により授業料の減免を受けている場合は、家計急変の対象になりません。

収入の状況が、制度で定めている基準を満たさないことから、家計急変の対象になりません。

いいえ

保護者等の家計が急変した理由は、突然のリストラや、傷病等によって入院等したことによる離職や減収など、本人の意思にかかわらず起こってしまったものですか？

いいえ

自己都合による離職や、離婚によるものなどは、家計急変の対象になりません。

はい

急変した月から1年間の収入見込額の計算結果による道府県民税と市町村民税の所得割額の合算額が、170,500円未満になりますか？

いいえ

はい

家計急変した結果、県・市町村民税の所得割額が、制度で定める額未満となることが見込まれる場合は、当制度の対象となる可能性がありますので、私立学校か、青森県総務学事課までお問い合わせください。